

市長等の退職手当に関する条例〔平成19年12月28日時点〕

平成7年6月30日

枚方市条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、市長等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(退職手当の額)

第3条 市長等の退職手当の額は、退職の日における市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者又は常勤の監査委員の給料の月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市長 100分の50
- (2) 副市長 100分の30
- (3) 水道事業管理者 100分の20
- (4) 病院事業管理者 100分の20
- (5) 常勤の監査委員 100分の15

2 前項の在職月数は、市長、副市長、水道事業管理者、病院事業管理者又は常勤の監査委員となった日を起算日として算定した当該在職に係る月数（当該月数に1月未満の端数があるときは、これを切り上げて得た月数）とする。

3 第1項に規定する退職手当の支給は、市長、副市長、水道事業管理者、病院事業管理者又は常勤の監査委員の任期ごとに行う。

(退職手当の支給制限等)

第4条 市長等が刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことにより退職したときは、その者に対する退職手当は、支給しない。

2 市長等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合で、その判決の確定前に退職したときは、その者に対する退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 前項の規定は、市長等に対する退職手当の額がまだ支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

(退職手当の支給の一時差止め)

第5条 市長等に対する退職手当の額がまだ支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたときは、その者に対する退職手当の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の規定による退職手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）については、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにこれを取り消さなけ

ればならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(退職手当の返納)

第6条 市長等に対する退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当の全額を返納させることができる。

(支給方法)

第7条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例は、この条例の施行の日以後の退職による退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

第3条 削除

(他の地方公共団体の職員等の職員から副市長等となった者の退職手当)

第4条 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員（以下「他の地方公共団体の職員等」という。）が他の地方公共団体の職員等に対する退職手当に関する規定に基づく退職手当の支給を受けずに引き続いて副市長、水道事業管理者、病院事業管理者又は常勤の監査委員（以下「副市長等」という。）となった場合には、第3条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額を当該副市長等の最初の任期に係る退職の日における退職手当として支給することができる。

(1) 退職の日における副市長等の給料の月額及び他の地方公共団体の職員等としての勤続期間を算定の基礎として、一般職の職員の例により算出した額

(2) 退職の日における副市長等の給料の月額に副市長等の在職月数を乗じて得た額に当該副市長等に係る第3条第1項に規定する割合を乗じて得た額

(枚方市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 枚方市職員の退職手当に関する条例（昭和38年枚方市条例第18号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第6条 市長等の給与に関する条例(昭和60年枚方市条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第7条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和60年枚方市条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則 [平成16年3月31日条例第13号]

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 [平成19年3月9日条例第1号]

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定が適用される間における収入役の給与等については、第7条の規定による改正前の市長等の給与に関する条例、第9条の規定による改正前の職員の旅費に関する条例及び第10条の規定による改正前の市長等の退職手当に関する条例の規定を適用する。

附 則 [平成19年12月28日条例第45号]

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(市長の給与に関する特別措置条例等の廃止等)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 市長の給与に関する特別措置条例(平成19年枚方市条例第28号)

(2) 市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例(平成19年枚方市条例第29号)

2 この条例による廃止前の市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例(以下「旧条例」という。)の規定の適用の対象となった市長の給料及び地域手当並びに退職手当の取扱いについては、旧条例は、この条例の施行後も、なお効力を有する。